

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

長浜市では、経済的に困りの保護者を対象に、学校で必要な教育費の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記の説明を読み、申請してください。

【重要】就学援助の申請は毎年必要です。令和5年度に就学援助または入学前応援金を受給された人も、引き続き援助を希望される場合は申請してください。

1. 就学援助対象者

長浜市内に住所を有し、滋賀県内国公立の小学校、中学校、義務教育学校に在学している児童・生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 世帯全員の市民税が非課税である
 - (2) 令和5年中の世帯所得が市教育委員会の定める基準額以下である
- ※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ支給します。(申請書手続きは不要)
- ※ 世帯の生計を維持する方の失業や長期療養、家庭事情の変動により所得が著しく減った場合は、教育委員会までご相談ください。



【認定基準額の例】 ※生計同一の世帯全員の総所得額が対象

世帯員数	世帯の状況	前年の所得
2人	親1人(32歳)、子1人(小学1年生)	約193万円
3人	親1人(33歳)、子2人(小学2年生・4歳児)	約227万円
3人	両親(43歳・39歳)、子1人(小学6年生)	約230万円
4人	両親(45歳・43歳)、子2人(中学2年生・小学4年生)	約279万円
5人	両親(46歳・42歳)、子3人(中学3年生・小学6年生・小学2年生)	約320万円
6人	両親(48歳・43歳)、子2人(高校2年生・中学1年生)、祖父母(77歳・72歳)	約333万円

注意

- 上表の認定基準額はおおよその目安です。人数や年齢、小中学生がいるかなどの世帯構成の状況により、基準額が異なります。また、法令の改定により、基準額が変わる場合もあります。
- 原則として住民基本台帳の世帯員で審査します。異なる場合は必要書類を添付してください。
- アパート・借家の場合は基準額に家賃額(共益費等を除く)を加算します。ただし、上限があります。

2. 受付期間

令和6年3月1日(金) ~ 4月30日(火)

※ 受付期間を過ぎてからも随時受付します。ただし、申請のあった月の翌月分からの給付となります。

3. 申請方法

- (1) 申請書と必要書類(※裏面参照)を**学校または教育委員会**へ提出してください。
 - (2) 申請書は世帯で1枚です。対象児童生徒が2人以上の場合はまとめて申請してください。
- ※ 申請書は学校または教育委員会にあります。3月以降は長浜市ホームページからダウンロードできます。

【重要】前年所得が未申告の場合は、審査できません。所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてから申請してください。

【問合せ先】長浜市教育委員会 すこやか教育推進課(市役所本庁舎5階)

TEL:0749-65-8606

【必要書類】

該当する方	必要書類
口座振込を希望する場合	申請書裏面に記載の振込口座情報のすべてが確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー ※ゆうちょ銀行の場合は通帳
アパート・借家の場合	物件、契約者、家賃額（共益費、駐車場代を除く）がわかるもの 【例：契約書、重要事項説明書のコピー】 ・書類提出がない場合、家賃額は審査時に考慮されません。 ・親族所有の場合は持ち家としてください。ただし、賃貸借契約を締結し親族が不動産所得を申告している場合は、借家として契約書を提出してください。
令和6年1月1日に長浜市に住所がない場合	令和6年度所得証明書 ※6月6日(木)までに提出、コピー可。 ・所得証明書は6月以降に1月1日に住所のあった市区町村で取得してください。 ・市区町村発行の市県民税決定通知書でも可(源泉徴収票は不可) ・18歳以上の世帯全員分が必要です。
住民票の世帯と異なる① (同一世帯員を除く場合)	2世帯分の同種同月の公共料金の領収書のコピー (電気・ガス・水道のいずれか)
住民票の世帯と異なる② (別世帯の親族を追加する場合)	書類不要 ・児童生徒・世帯員の税法上の扶養者は家族欄に記載してください。 ・市外在住者(単身赴任等)の場合は、令和6年度所得証明書が必要です。

4. 審査結果

審査結果（認定・否認定の通知）は、6月下旬に郵送します。



5. 給付方法・給付内容

- (1) 年3回に分けて、保護者口座へ振込みまたは学校を通じて給付します。
1学期（4～7月）：7月、2学期（8～12月）：12月、3学期（1～3月）：3月
- (2) 修学旅行費は学校を通じて給付します。
- (3) 学校給食費は市の給食費会計に直接支払い（代理納付）します。

【給付額】

	小学校・義務教育学校前期課程	中学校・義務教育学校後期課程
学用品費等 ※年額 (途中認定の場合は月割相当額)	1年生 13,230円 2～6年生 15,500円	1(7)年生 25,040円 2・3(8・9)年生 27,310円
新入学児童生徒学用品費等 (4月認定の1年生・7年生)	54,060円	63,000円
修学旅行費 (実施月までに認定されている人)	実費相当額	実費相当額
学校給食費	実費相当額	実費相当額
校外活動費(宿泊を伴うもの)	交通費・見学料の実費相当額 (上限 3,690円)	交通費・見学料の実費相当額 (上限 6,210円)

注意

- ・学用品費等には、通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含んでいます。
- ・令和5年度に入学前応援金を受け取られた方への新入学児童生徒学用品費等の給付はありません。
- ・5月認定以降は給付内容や金額が変わります。

記入例

【A4 判印刷】

令和6年度 就学援助費受給申請書

受付欄

長浜市教育委員会あて

下記の理由により就学援助を申請します。

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

日中につながる番号（できれば携帯電話番号）を記入してください。

申請者 (保護者)	住所	〒 526 - 0031 長浜市 八幡東町 〇〇〇 番地 〇〇アパート 〇〇〇 号室			電話番号(できれば携帯電話) 090 - 0000 - 0000	
	フリガナ 氏名 (署名)	ナガハマ タロウ 長浜 太郎	生年月日 S00 . 6 . 6	年齢 48 歳	勤務先等 (株) 〇〇産業	
対象児童生徒	フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	学校名	学年
	ナガハマ 長浜 イチロウ 一郎	子	H00 . 5 . 1	12 歳	〇〇中 学校	1 年
	ナガハマ 長浜 ハナコ 花子	子	H00 . 9 . 30	6 歳	〇〇〇小 学校	1 年
				歳	4月以降の学校、学年を記入してください。	
その他 同一 生計 の 家 族	以下に上記対象児童生徒以外で、 <u>申請者と生計を同一にしている家族（配偶者や子ども、父母等）</u> の情報を記入してください。世帯分離していても、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの生活費をともにしている場合は記入が必要です。					
	フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校・学年	
	ナガハマ 長浜 ウメコ 梅子	妻	S00 . 10 . 8	47 歳	〇〇マート	
	ナガハマ 長浜 シロウ 二郎	子	H00 . 7 . 7	4 歳	〇〇〇保育園	
申請理由	(援助を必要とする理由をわかりやすく詳しく記入してください。) 【例】 不景気により、父親の収入が減り、母親のパート収入とあわせても、経済的に困難な状態にあるため。					

住民基本台帳で同一世帯員の方は記入してください。
 ・住民票が同一世帯であるが、別生計として（世帯員から除外して）申請する場合は、同種同月の公共料金（電気・ガス・水道のいずれか）の各世帯分の領収書のコピーを添付してください。
 ・児童生徒（世帯員）の扶養者は同一生計として記載し、市外在住者の場合は、令和6年度所得証明書を添付してください。

承諾書

- 私(申請者)は、長浜市の就学援助制度の申請のため、上記に記載する家族全員の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。
- 私(申請者)は、学校徴収金(教材費等)について未納が生じた場合、もしくは未納が生じることが確実な場合は、就学援助費の請求、受領、返納、学校徴収金の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任することを承諾します。
- 私(申請者)は、就学援助費における学校給食費を長浜市教育委員会が市の給食費会計に代理納付することに同意します。

審査に必要ですので、必ず読んでいただき、署名してください。

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

申請者氏名(署名) 長浜 太郎

長浜市教育委員会あて

※「対象児童生徒」欄・「その他同一生計の家族」欄を追加する場合

裏面も必ず記入してください。

アパート等の場合は家賃額を記入し、物件、契約者、家賃額（共益費・駐車場代等を含まない額）がわかるものを添付してください。（契約書のコピーなど）
※書類提出がない場合、家賃額は審査時に考慮されません。

【A4 判印刷】

住居の状況	前年度就学援助状況
<input type="checkbox"/> 持ち家 <input checked="" type="checkbox"/> アパート・借家(家賃月額 00,000 円) <small>※共益費等を含まない額 2. ③参照</small>	<input type="checkbox"/> 受けていた <input checked="" type="checkbox"/> 受けていない

ゆうちょ銀行の場合は、通帳のコピーを添付してください。支店名は三桁の漢字です。

振込情報については、正確に記入し、通帳またはキャッシュカードのコピーを添付してください。

就学援助費は下記口座に振込みを希望します。なお、振込みをもって就学援助費を受領したものとします。

銀行 000	銀行 信用金庫	支店 00支	店 所	預金 種目 普通 当座	口座 番号 99999
銀行コード(金融機関コード) 9999	支店コード(店番) 999	フリガナ ナガハマ タロウ	口座名義人 長 浜 太 郎		

※口座情報に変更があった場合は、速やかに報告してください。振込不能となり支給できなくなります。

就学援助費は学校口座に振込み(学校長委任)を希望します。

委 任 状

長浜市から受ける就学援助費について、その請求、受領、返納、学校徴収金(教材費等)の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。

令和 年 月 日

申請者氏名(署名)

保護者口座への振込、学校委任のどちらかを選択してください。

学校委任を希望される場合は、署名してください。

<記入上の注意>

- この申請書は、世帯につき1件(対象児童生徒が2人以上の場合もまとめて1件で申請)とし、一番年上のお子さんがおられる学校または長浜市教育委員会に提出してください。
- 申請には、次の書類を添付してください。

① 口座振込をご希望の場合は、振込先口座の金融機関・店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー ※ゆうちょ銀行の場合は通帳

② 令和6年1月1日現在、長浜市に住所がなかった方は、令和6年度所得証明書(コピーでも可)

③ 住まいが持ち家でない場合は、家賃額がわかるもの(契約書のコピーなど)

※ 契約書のコピーなどの添付が困難な場合は、「家賃証明書」を添付してください。書類提出がない場合、家賃額は審査時に考慮されません。

④ 会社の倒産、事業の閉鎖、家庭事情の変動により、所得が著しく減った場合や、病気等により、世帯の支出が著しく増えた場合は、それがわかるもの(離職票や給与明細書の写しなど)

※ ④の理由により申請される場合は、下記に担当地区民生委員の意見が必要になります。

この場合、就学援助費の受給認定に関して、長浜市教育委員会が担当地区民生委員へ問い合わせることがあります。

※担当地区民生委員意見欄

失業などにより所得が著しく減った場合や、病気等により世帯の支出が著しく増えた場合は、担当地区の民生委員さんに状況を説明し、意見を書いてもらってください。

民生委員氏名(署名)